廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件

〇環境省告示第百六十三号（平成二十四年十一月二十九日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　中央環境資源開発株式会社

ロ　住所　東京都中央区京橋一丁目七番一号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　山下　雅己

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所　群馬県富岡市桑原字七曲り五百七十九番二、五百七十九番十一及び五百七十九番十三

三　無害化処理の用に供する施設の種類　石綿含有産業廃棄物の加熱処理施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類　石綿含有産業廃棄物

五　申請年月日

平成二十四年十月二十九日

六　縦覧場所　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、群馬県西部環境森林事務所廃棄物係並びに富岡市経済環境部環境課及び安中市市民部碓氷川クリーンセンター